

衆議院議員選挙 最高裁判所裁判官国民審査

投票日は10月22日(日)午前7時~午後8時

投票区・投票所および投票区域一覧

投票区・投票所	投票区域
1 第十小学校	柳窪一~五丁目(一丁目9番を除く)
2 下里小学校	柳窪一丁目9番、下里三~六丁目
3 第七小学校	滝山五丁目、六丁目2番・3番、七丁目21番~26番、下里二丁目
4 西中学校	前沢四丁目、滝山一・二丁目、六丁目1番、七丁目1番~20番、八幡町三丁目2番~11番
5 第九小学校	前沢五丁目、滝山三・四丁目、弥生全域
6 本村小学校	下里一・七丁目、野火止三丁目、八幡町一丁目2番~5番
7 小山小学校	小山三丁目、四丁目5番~8番、五丁目3番~12番、野火止二丁目12番・14番~18番・20番・22番~24番
8 久留米中学校	小山二丁目、四丁目1番~4番、五丁目1番・2番、幸町二・五丁目、野火止一丁目、二丁目1番~11番・13番・19番・21番、八幡町一丁目1番・6番~9番
9 第一小学校	幸町四丁目、中央町三丁目1番~22番、五・六丁目、前沢一丁目、八幡町二丁目、三丁目1番・12番~16番
10 第三小学校	幸町一・三丁目、中央町一・二丁目
11 東久留米市役所	本町一丁目、二丁目2番~13番、三・四丁目
12 南町小学校	南町全域、前沢二・三丁目
13 第五小学校	ひばりが丘団地、中央町三丁目23番~28番、四丁目、南沢三~五丁目
14 南中学校	学園町全域、南沢一・二丁目
15 浅間町地区センター	浅間町全域
16 第二小学校	大門町一丁目、新川町全域
17 成美教育文化会館	氷川台一丁目、二丁目7番~31番、東本町全域、本町二丁目1番・14番、小山一丁目
18 金山学童保育所(第六小学校敷地内)	金山町一丁目、二丁目10番~20番、氷川台二丁目1番~6番・32番~40番
19 神宝小学校	神宝町一丁目、二丁目1番~9番・12番・13番、金山町二丁目1番~9番、大門町二丁目
20 グリーンヒルズ2号棟集会所	上の原全域、神宝町二丁目10番・11番・14番

東久留米市で投票できる方
東久留米市で投票できる方は、満18歳以上(平成11年10月23日以前生まれの方)で、東久留米市の選挙人名簿に登録されている方です。今回の選挙で新たに登録される方は、29年7月9日までに住民基本台帳法に基づき転入の届出をし、引き続き東久留米市に住所を有する方(新住所で登録、または29年6月9日以降に転出した方のうち、旧住所の市区町村において、住民票が作成された日から引き続き3カ月以上、住民基本台帳に登録されていた方であつて、転出日後4カ月を経過しない方(旧住所で登録です)。

市内転居した方
▼29年9月28日以前に転居の届け出をした方
▼新住所での投票所で投票
▼29年9月29日以降に転居の届け出をした方
旧住所での投票所で投票

転入した方
▼29年7月10日以降に他の市区町村から東久留米市に転入の届け出をした方
東久留米市では投票できません。前住所地の選挙人名簿に登録されている方は前住所地で投票を行うことができますが、前住所地を転出した日から4カ月が経過すると投票ができません。前住所地の選挙管理委員会にご確認ください。

10月22日(日)は、衆議院議員選挙と最高裁判所裁判官国民審査の投票日です。この選挙は、今後の国政の行方を決める大事な選挙です。大切な一票を無駄にしないよう、必ず投票しましょう。
詳しくは選挙管理委員会事務局 ☎470・7777。

転出した(する)方
▼29年7月10日以降に東久留米市から他の市区町村に転出の届け出をした方
新住所地で投票することはできません。前住所地である東久留米市の選挙人名簿に登録されている方は東久留米市で投票を行うことはできますが、投票日まで転出した日から4カ月が経過すると抹消されますのでご注意ください。詳細は選挙管理委員会へお問い合わせください。

ご利用ください
期日前投票
投票日当日、仕事やレジャーなどの用事で投票所に行くことができないと見込まれる方は、期日前投票ができます。
【投票期間】10月11日(水)21日(土)。なお、期日前投票および不在者投票のいずれも、公示日の翌日からとなります。ご注意ください。

不在者投票
▼他の市区町村での不在者投票
出張などで市外に滞在中の方は、事前手続きをしていただくことで、滞在先の市区町村選挙管理委員会での不在者投票をすることができます。
▼指定施設での不在者投票
都道府県選挙管理委員会が指定する病院、老人ホームなどで、入院・入所者が不在者投票をすることができます。

郵便などによる不在者投票
▼郵便などによる不在者投票
身体障害者手帳、戦傷病者手帳、介護保険被保険者証をお持ちで、障害や要介護の程度が定められた等級(下表1参照)に該当する方は、自宅などで投票用紙に記載し、郵送で投票できます。
また、下表1に該当し、かつ上肢または視覚の障害の程度が定められた等級(下表2参照)に該当する方は、代理記載人が代わりに記載して投票できます。代理記載人となるには、手続きが必要になりますので、選挙管理委員会事務局へお問い合わせください。郵便投票を希望する方は、選挙管理委員会発行の「郵便等投票証明書」の交付を受けてから10月18日(水)までに、所定の請求用紙で投票用紙を請求してください。証明書の申請や投票用紙の請求は、郵便や代理人でもできますが、投票手続きなどに日数がかかりますので、早めに申し込んでください。

表1 郵便などによる不在者投票ができる方

手帳などの種類	障害名など	等級など
身体障害者手帳	両下肢・体幹、移動機能の障害	1級・2級
	心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害	1級・3級
	免疫機能・肝臓の障害	1級~3級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹の障害	特別項症~第2項症
	心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障害	特別項症~第3項症
介護保険被保険者証	要介護状態区分	要介護5

表2 代理記載人による投票ができる方

手帳の種類	障害の種類	等級など
身体障害者手帳	上肢または視覚	1級
戦傷病者手帳		特別項症~第2項症

投票用紙への記載注意事項
投票用紙には、次の点に注意して記載してください。
①小選挙区選出(ピンク色)の投票用紙には、候補者の個人名を書きます。2人以上の氏名を書いたり、氏名以外のことを書くは無効になります。
②比例代表選出(あざき色)の投票用紙には、政党の名称・略称を書きます。個人名を書くは無効になります。
③最高裁国民審査(うぐいす色)の投票用紙には、やめさせた方がよいと思う裁判官については、その氏名の上の欄に「X」を書いてください。やめさせなくてよいと思う裁判官については、何も書かないでください。

(2面に続く)